

# 口永良部島 新岳噴火時等の 避難確保計画（案）

令和3年3月

施設名：民宿 金岳

影響を受ける火山現象や施設の立地、施設周辺の道路等の状況、利用者の状況、従業員等の業務状況等によって、噴火時等に行うべき防災対応は異なります。避難確保計画の事例を参考にする場合には注意してください。

# 目 次

1. 計画の目的 .....	1
2. 当施設の位置 .....	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲 .....	2
4. 防災体制 .....	3
5. 情報伝達及び避難誘導 .....	4
5.1 噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合、 又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合	
5.2 噴火警戒レベルが「4」に引き上げられた場合 .....	6
5.3 噴火警戒レベルが「5」に引き上げられた場合 .....	8
5.4 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響 を及ぼす噴火に至った場合 .....	9
6. 資器材の配備等（必要な物資等） .....	10
7. 防災教育及び訓練の実施、宿泊者等への周知・啓発 .....	11
8. 参考資料 .....	12

## 1. 計画の目的

民宿 金岳（以下「当施設」という。）は、屋久島町地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、施設を運営する者、施設の宿泊者（以下「宿泊者等」という。）に対して、新岳の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

## 2. 当施設の位置

当施設は避難促進施設に指定されており、宿泊者等には、噴火警戒レベル4の場合に避難が呼びかけられる。

表1 施設の位置

項目		内容
想定火口からの距離		概ね2.5km
噴火警戒レベル	レベル2（火口周辺規制）	範囲外
	レベル3（入山規制）	範囲外
	レベル4・5（避難準備・避難）	範囲内
施設に影響のある火山現象		火砕流・火砕サージ、大きな噴石、降灰、降灰後の土石流

以下に、当施設の位置図を示す



図1 当施設の位置図

### 3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当施設において避難確保を行うべき対象は、原則として施設を運営する者、施設の宿泊者とする。また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保に努める。

なお、避難を確保すべき者の想定人数は、以下のとおりである。

表2 避難を確保すべき宿泊者等

避難を確保すべき対象	
従業員数	最大宿泊者数
2人	11人

当施設周辺の地図を以下に示す。本計画で対象とする範囲は、赤枠内とする。



図2 施設周辺の地図

## 4. 防災体制

新岳の火山活動が活発化した場合の当施設における防災体制は、以下のとおりである。

表3 火山活動状況と防災体制の関係

防災体制	当施設の担当	状況
情報伝達体制	■	噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合
災害対応体制	■	噴火警戒レベルが「4」に引き上げられた場合
		噴火警戒レベルが「5」に引き上げられた場合
		事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合

### 【当施設の体制図】

当施設は、以下の体制を取り災害対応にあたる。

施設	民宿 金岳	
統括管理者	■	・施設の統括
統括管理者（夜間）	■	
その他担当者	■	・町等との連絡 ・情報収集 ・宿泊者への避難の呼びかけ ・避難誘導

図3 施設の体制図

統括管理者が不在の場合等には以下の者が代理となる。

表4 統括管理者の代理順位

代理順位	氏名
第1位	■
第2位	■

## 5 情報伝達及び避難誘導

### 5.1 噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

#### (1) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表5 当施設として行う情報収集・伝達

	施設の取るべき対応
①防災体制の確立	町（又は口永良部島出張所）からの第一報をもとに情報収集体制をとる。
②町との情報共有	町と以下の情報を共有する ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表6 関係機関連絡先一覧

関係機関	連絡先	担当窓口
屋久島町	■■■■■	総務課
屋久島町口永良部島出張所	■■■■■	

## (2) 宿泊者等への周知

施設は、宿泊者等に以下の事項を伝達する。また、平常時から行っている、防災マップの掲示や配布を改めて行い、避難場所・避難経路の周知を徹底する。

表7 宿泊者等への伝達事項

宿泊者等への伝達事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられたこと 又は、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたこと</li><li>・規制が実施され、規制範囲内には立ち入れないこと</li><li>・避難の必要はないが、火山活動が活発化しており、注意が必要なこと</li><li>・当施設は避難促進施設に指定されており、レベル4では避難が必要となること</li><li>・レベル3の場合は、避難に備え、準備（荷物をまとめておく、避難先や経路を改めて確認する等）をしてほしいこと</li></ul>
------------	---

## 5.2 噴火警戒レベルが「4」に引き上げられた場合

### (1) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルが「4」に引き上げられた場合に、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表8 当施設として行う情報収集・伝達

	施設の取るべき対応
①防災体制の確立	町（又は口永良部島出張所）からの第一報をもとに災害対応体制をとる。
②町との情報共有	町と以下の情報を共有する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が把握している火山活動の状況</li> <li>・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等</li> <li>・宿泊者等（予定含む）の人数</li> <li>・宿泊者等の避難の状況（施設から避難した人数、施設に残っている人数）</li> <li>・宿泊者等や施設の車両の有無</li> <li>・消防団等避難誘導を行う人員数</li> <li>・宿泊者等の島外避難までの滞在先（フェリー出港までの時間に応じて、本村港又は番屋ヶ峰避難所）</li> </ul>

関係機関の連絡先は、表6のとおりである。

### (2) 避難誘導対応

#### ①宿泊者等への情報伝達

施設は、宿泊者等に以下の事項を伝達する。

表9 宿泊者等への伝達事項

宿泊者等への伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警戒レベルが4に引き上げられたこと</li> <li>・町から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令され、島外への避難が呼びかけられていること</li> <li>・島外避難までの滞在先は、本村港又は番屋ヶ峰避難所であること（滞在先は、町との協議による）</li> <li>・その他、町から入手した情報</li> </ul>
------------	--

#### ②宿泊者等の避難の実施

噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、宿泊者等へは島外への避難（帰宅）が町から呼びかけられる。宿泊者は、フェリー出港までの時間等を考慮し、本村港又は番屋ヶ峰避難所で待機する。番屋ヶ峰避難所への避難手段は、町が用意した車両を基本とし、図4の避難経路を用いる。宿泊者の避難後、避難状況について出張所へ報告する。





図4 避難経路

## 5.3 噴火警戒レベルが「5」に引き上げられた場合

宿泊者等の避難が完了していない状態で噴火警戒レベルが「5」に引き上げられた場合、以下の対応を取る。

### (1) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルが「5」に引き上げられた場合に、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表10 当施設として行う情報収集・伝達

	施設の取るべき対応
①防災体制の確立	町（又は口永良部島出張所）からの第一報をもとに災害対応体制をとる。
②町との情報共有	町と以下の情報を共有する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が把握している火山活動の状況</li> <li>・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等</li> <li>・宿泊者等（予定含む）の人数</li> <li>・宿泊者等の避難の状況（施設から避難した人数、施設に残っている人数）</li> <li>・宿泊者等や施設の車両の有無</li> <li>・消防団等避難誘導を行う人員数</li> </ul>

関係機関の連絡先は、表6のとおりである。

### (2) 避難誘導対応

#### ①宿泊者等への情報伝達

施設は、宿泊者等に以下の事項を伝達する。

表11 宿泊者等への伝達事項

宿泊者等への伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警戒レベルが5に引き上げられたこと</li> <li>・町から「避難勧告・指示」が発令され、避難が呼びかけられていること</li> <li>・番屋ヶ峰避難所が避難先であり、避難を開始すること</li> <li>・その他、町から入手した情報</li> </ul>
------------	--

#### ②番屋ヶ峰避難所への避難の実施

番屋ヶ峰避難所への避難には、図4の避難経路を用いる。避難手段は、施設の車両等とする。番屋ヶ峰避難所にて、当施設全体の避難状況について、取りまとめている消防団員へ報告する。

## 5.4 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合

### (1) 情報収集・伝達

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表12 当施設として行う情報収集・伝達

施設の取るべき対応	
防災体制の確立	災害対応体制をとり、町（又は口永良部島出張所）に噴火の発生を連絡する。

関係機関の連絡先は、表6のとおりである。

### (2) 番屋ヶ峰避難所への避難

番屋ヶ峰避難所への避難手段は、施設の車両等とし、図4の避難経路を用いる。番屋ヶ峰避難所にて、当施設全体の避難状況について、取りまとめている消防団員へ報告する。なお、避難中に身の危険を感じた場合は、建物内の安全な場所に退避した後、番屋ヶ峰避難所への避難を開始する。

当施設のより安全な場所は以下のとおりである。

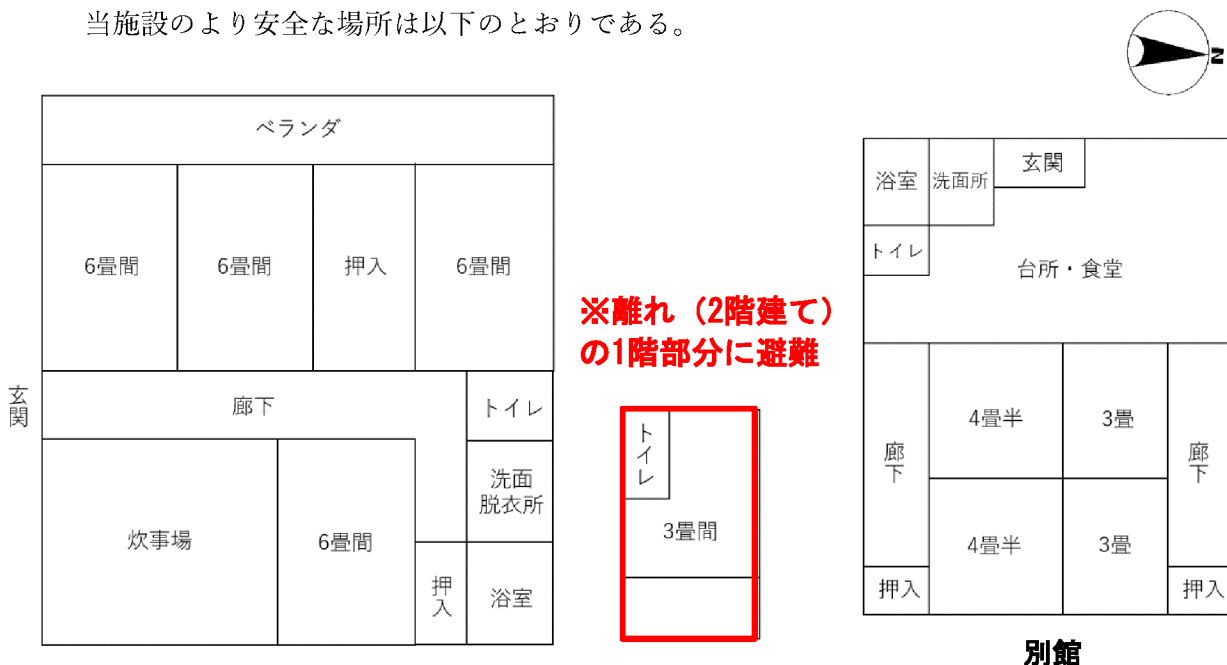


図5 民宿 金岳のより安全な場所

### (3) 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。また、負傷者の状況等を統括管理者に報告する。

## 6. 資器材の配備等（必要な物資等）

### （1）当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

#### ①保有設備、資器材、備蓄物資

当施設で保有する、情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。

統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者は、毎年4月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。

表13 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

（令和2年10月現在）

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	携帯電話	携帯	2
	テレビ	客室等	9
	ラジオ		2
避難誘導	懐中電灯	各部屋	7
	足元誘導等	別館	2
	ヘルメット	玄関	5
その他	医薬品		1

#### ②建物内のより安全な場所

当施設の建物内のより安全な場所は図5のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

## 7. 防災教育及び訓練の実施、宿泊者等への周知・啓発

### (1) 当施設における研修・訓練の実施

当施設においては、下表の研修・訓練を実施する。

表14 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
避難訓練（屋久島町開催）	年1回	全住民
住民説明会 （口永良部島火山防災連絡事務所開催）	不定期 （火山の活動状況に応じて開催）	全住民

### (2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や運営体制等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③ 訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、屋久島町に報告する。

### (3) 当施設における宿泊者等への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて宿泊者等への情報提供・啓発を行う。

表15 情報掲示内容等一覧

情報内容	活用する資料	周知方法
噴火警戒レベル	噴火警戒レベルリーフレット	掲示
規制範囲・避難経路	口永良部防災ハザードマップ	掲示

### (4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を口永良部島火山防災連絡事務所に伝達する。連絡先は、表6のとおりである。

## 8. 参考資料

### (1) 参考とすべき情報等

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。		テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示(緊急)	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示(緊急)は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。	町	テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベルリーフレット

# 口永良部島の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

## 噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



### 口永良部島 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



この図は、国土院『地理院地図』を使用して作成しています。

●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル5（避難）：危険な居住地域からの避難。

レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等。

レベル3（入山規制）：火口から概ね2km以内の立入禁止 ○ の範囲内。

レベル2（火口周辺規制）：火口から概ね1km以内（西側は概ね2km以内）の立入禁止 ○ の範囲内。

レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて火口内への立入規制等。

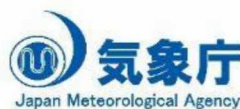
■この図は、口永良部島火山防災協議会と調整して作成しています。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については鹿児島県及び屋久島町にお問い合わせください。

- 一般道
- 登山道
- 新岳火口
- 居住区域
- レベル3の規制箇所
- レベル2の規制箇所



本冊子は、植物油インクを使用しています。



#### 福岡管区気象台地域火山監視・警報センター

TEL: 092-725-3606 <https://www.jma-net.go.jp/fukuoka/>

■鹿児島地方気象台 TEL: 099-250-9916

<https://www.jma-net.go.jp/kagoshima/>

■口永良部島火山防災連絡事務所 TEL: 0997-49-4531

[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/fukuoka/rovdm/Kuchierabujima\\_rovdm/Kuchierabujima\\_rovdm.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/fukuoka/rovdm/Kuchierabujima_rovdm/Kuchierabujima_rovdm.html)





口永良部島 2015年7月24日に無人島上空から撮影  
九州地方気象館員の協力による

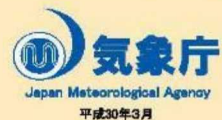
平成19年12月 1日運用開始  
平成30年 3月29日改定

## 口永良部島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (1-7-F)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。               <p><b>2015年6月噴火の事例</b></p>               噴火の6日前：火山活動の高まりがみられる中で、島内の浅い場所で体に感じる地震が発生</li> <li>●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達。               <p><b>過去事例</b></p>               2015年5月：火砕流（火砕サージ）が新岳火口の南西側から北西側にかけての海岸に到達 1966年11月：噴石が新岳火口から約3.5kmまで飛散</li> </ul>
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。               <p><b>過去事例</b></p>               1931年4月、1966年11月の噴火前：島内の浅い場所で体に感じる地震が発生</li> </ul>
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下するような噴火が予想される。               <p><b>2014年8月噴火の事例</b></p>               2014年6月10日：火山性地震の増加</li> <li>●噴火が発生し、火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下。               <p><b>過去事例</b></p>               2014年8月：火砕流（火砕サージ）が新岳火口の西側約2kmに到達 1933年12月：噴石が新岳火口から七釜集落まで飛散</li> </ul>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散、火口から概ね1km以内（西側は概ね2km以内）に火砕流が流下するような噴火が予想される。               <p><b>2014年8月噴火の事例</b></p>               2014年6月9日：火山性地震の増加</li> <li>●噴火が発生し、火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散、火口から概ね1km以内（西側は概ね2km以内）に火砕流が流下。               <p><b>1980年9月噴火の事例</b></p>               噴石が新岳の東斜面から火口周辺に飛散</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。</li> </ul>

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については鹿児島県及び鹿児島市にお問い合せください。  
 ■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。  
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



# 安達太良山噴火時等の避難確保計画

あだたら高原リゾート

令和2年3月

影響を受ける火山現象や施設の立地、施設周辺の道路等の状況、利用者の状況、従業員等の業務状況等によって、噴火時等に行うべき防災対応は異なります。避難確保計画の事例を参考にする場合には注意してください。

## 目 次

1. 計画の目的	1
2. 施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4. 防災体制	4
5. 情報収集及び情報共有	7
6. 情報伝達及び避難誘導	
6.1 異常の通報又は臨時の解説情報が発表された場合	9
6.2 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合	10
6.3 噴火警戒レベルが「3」に引き上げられた場合	11
6.4 噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合	12
6.5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、 突発的に噴火した場合	14
7. 資器材の配備等	17
8. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への啓発・周知	19
9. 参考資料	21

## 1. 計画の目的

あだたら高原リゾート（以下、「当地区」という。）に立地する以下の施設は、二本松市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき当地区としての避難確保計画（以下、「本計画」という。）を定めるものである。

本計画は、当地区内施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者、当地区内の施設周辺にいる登山者・観光客等（山頂付近などの当地区外の登山者等は対象外）の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

表1 当地区内施設（避難促進施設）

No.	施設名称（所有者等）
1	★ロープウェイ山麓駅（富士急安達太良観光株式会社）
2	富士急レストハウス（富士急安達太良観光株式会社）
3	レストランランデブー（富士急安達太良観光株式会社）
4	ロープウェイ山頂駅（富士急安達太良観光株式会社）
5	あだたら山奥岳の湯（富士急安達太良観光株式会社）

★は、地区内の代表施設を示す。

## 2. 施設の位置

以下に、当地区内施設の位置を示す（表2、図1、図2）。当地区内の施設は想定火口域（沼ノ平火口）から概ね3～4kmに位置しており、他の地区より早い対応を要する地域（火山避難計画上の特定地域に該当）であるため、噴火警戒レベル3の場合に避難準備、噴火警戒レベル4の場合に避難開始となる。

表2 施設の位置

項目	内容
想定火口からの距離	概ね3～4km（ロープウェイ山頂駅のみ） 他の施設は4km範囲外
噴火警戒 レベル	レベル2：火口周辺規制 範囲内・一部範囲内 <u>範囲外</u>
	レベル3：入山規制 範囲内・一部範囲内 <u>範囲外</u>
	レベル4・5：避難準備・避難 範囲内・ <u>一部範囲内</u> ・範囲外
地区に影響のある火山現象	<u>大きな噴石</u> 火砕流・火砕サージ <u>融雪型火山泥流</u>
特定地域の設定	噴火警戒レベル3：避難準備 噴火警戒レベル4：避難開始

以下に、当地区の位置図及び当地区内施設位置図を示す。

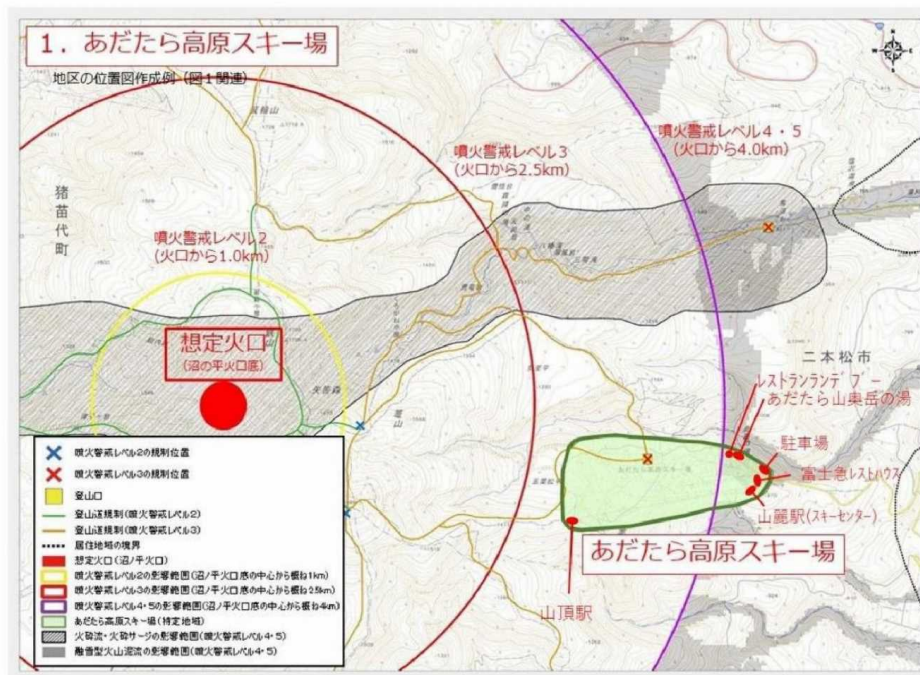


図1 当地区の位置図

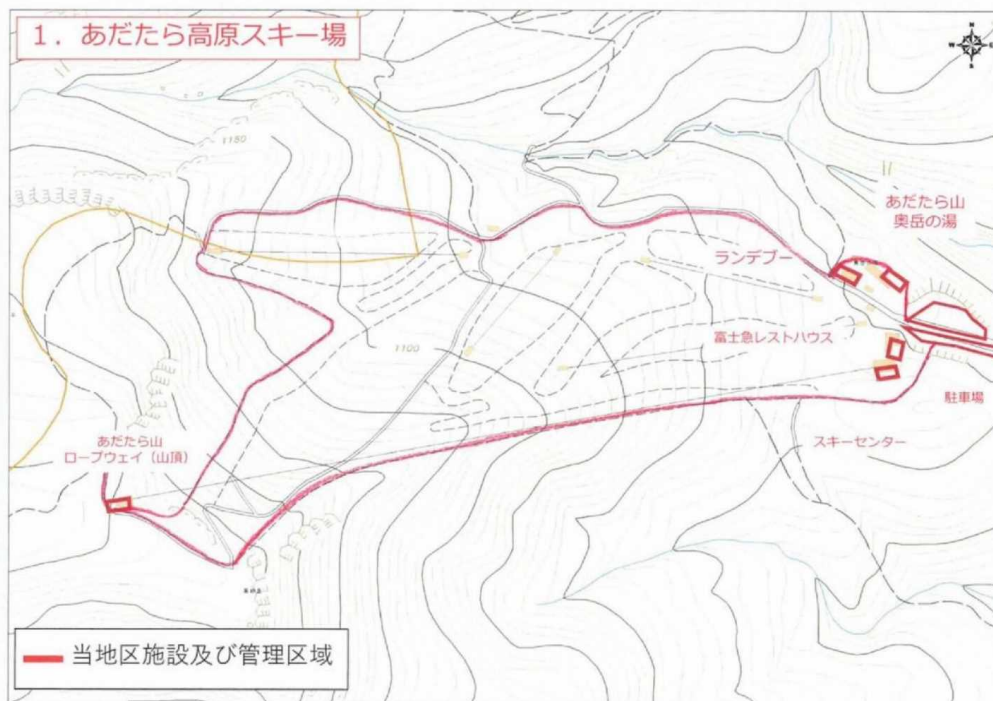


図2 当地区内施設位置図

### 3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当地区において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保を図る。なお、避難を確保すべき者と施設周辺にいる者の想定人数は、以下のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等

《グリーンシーズン》 (日中のピーク：10月の休日の14時ごろを想定)

業種	施設名	従業員数又は管理者数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
スキー場施設	① ★山麓駅 (スキーセンター)	7人	150人	400人
	② 山頂駅	3人	150人	
飲食店・ 土産物店	③ 富士急レストハウス	3人	50人	
	④ レストランデブー	0人	0人	
その他	⑤ あだたら山奥岳の湯	2人	60人	
	⑥ 駐車場	4人	100人	
合計		19人	510人	

表4 避難を確保すべき利用者等

《スノーシーズン》 (日中のピーク：2月の休日の14時ごろを想定)

業種	施設名	従業員数又は管理者数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
スキー場施設	① ★山麓駅 (スキーセンター)	12人	20人	150人
	② 山頂駅	0人	0人	
飲食店・ 土産物店	③ 富士急レストハウス	10人	120人	
	④ レストランデブー	5人	120人	
その他	⑤ あだたら山奥岳の湯	1人	40人	
	⑥ リフト (滑走者含む)	24人	700人	
合計		52人	1,000人	

## 4. 防災体制

安達太良山の火山活動が活発化した場合の当地区における防災体制は、表5のとおりである。

表5 火山活動状況と体制の関係

状況	体制	班組織	
異常の通報、臨時の解説情報、噴火警戒レベル2が発表された場合 【P9～10 …6. 1～6. 2】	情報伝達体制	〔★代表施設〕 山麓駅（スキーセンター）は、以下の班体制をとる。  ・統括管理者 ・情報班	〔各施設〕 ・富士急レストハウス、レストランランデブー、山頂駅、奥岳の湯については、噴火等の発生に備えて以下の班体制をとり、避難誘導の手順を確認しておく。  ・避難誘導班
噴火警戒レベル3, 4, 5が発表された場合 【P11～13 …6. 3～6. 4】	災害対応体制	〔★代表施設〕 山麓駅（スキーセンター）は、以下の班体制をとる。  ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班	〔各施設〕 ・富士急レストハウス、レストランランデブー、山頂駅、奥岳の湯については、以下の班体制をとり、各班内に避難誘導係を置く。  ・避難誘導班
噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合 【P14～16 …6. 5】			

## 【当地区の体制図】

代表施設は、当地区全体の災害対応を統括する。代表施設と当地区を構成する施設は、図3の体制をとり災害対応にあたる。

図3 当地区の体制図

★代表施設		ロープウェイ山麓駅（スキーセンター）	
統括管理者	自衛消防隊長	・地区の統括	
情報班	(班長) 自衛消防副隊長	・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達	
	(班員) 通報係 2名	・各種団体・機関との情報連絡 ・地区の避難状況集約	
避難誘導班	(班長) 事務所火元責任者	・市との連絡調整 ・利用者の避難状況把握	
	(班員) 避難誘導係 3名	・利用者への避難等の呼びかけ（現場での広報）・避難誘導	
	救護係 3名 駐車場係 1名		
施設①		富士急レストハウス	
管理者	施設火元責任者		
避難誘導班	避難誘導係 2名		
施設②		レストランランデブー	
管理者	施設火元責任者		
避難誘導班	避難誘導係 2名		



施設③	ロープウェイ山頂駅
管理者	施設火元責任者
避難誘導班	避難誘導係 1名
施設④	あだたら山奥岳の湯
管理者	施設火元責任者（避難誘導係を兼ねる）
避難誘導班	

施設の各統括管理者が不在の場合等には表6の者が代理となる。

表6 各施設の統括管理者の代理順位

代理順位	代表者名
第1位	自衛消防副隊長（情報班長）
第2位	通 報 係

## 5. 情報収集及び情報共有

当地区が行う情報収集・共有は、表7のとおりである。

表7 当地区として行う情報収集・共有

手順	代表施設	地区構成施設（各施設）
①代表施設への連絡		・火山の異常現象や噴火を認知した場合は、代表施設へ一報を連絡する。
②市との緊急連絡	・市に火山の異常現象や噴火の発生を伝達する。 ・市からの火山に関する情報に基づき、必要な体制（情報収集体制、災害対応体制）を取る。	
③体制の確立	・従業員への周知徹底 ・必要な体制を取り、緊急連絡網を用いて各施設へ連絡する。	・各施設内での必要な体制を取る。
④市との連携	市と以下の情報を共有し、避難等の実施について随時協議を実施する。 ・代表施設が把握している火山活動の状況 ・各施設の利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など） ・各施設及び周辺の被害状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など ・規制範囲外への避難実施のタイミング	
⑤地区内での情報の共有	・各施設の利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など） ・各施設及び周辺の被害状況	

各施設及び関係機関の連絡先、参考とすべき情報の例は、表8のとおりである。

表8 各施設及び関係機関連絡先一覧

分類	施設名	連絡先	代表者
代表施設	★ロープウェイ山麓駅 (スキーセンター)	電話 : ██████████ 携帯電話 ( ) : ██████████	自衛消防隊長
地区構成施設	富士急レストハウス	██████████	火元責任者
	レストランランデブー	██████████	〃
	ロープウェイ山頂駅	██████████	〃
	あだたら山 奥岳の湯	██████████	〃
連絡先 (外部機関 との窓口)	二本松市	市民部 生活環境課 : ██████████	生活環境課 生活防災係
連絡先 (その他)	その他 関係機関	福島地方気象台	██████████
		二本松北消防署	██████████
		二本松警察署	██████████
	福島県庁	██████████	危機管理部 災害対策課
	輸送機関	福島交通(株) 二本松 (営)	██████████
		昭和タクシー	██████████
		丸やタクシー	██████████

## 6. 情報伝達及び避難誘導

### 6.1 異常の通報又は臨時の解説情報が発表された場合

#### (1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから安達太良山に異常現象が発生していることや安達太良山の「火山の状況に関する解説情報（臨時）」発表の連絡を受けた場合は、スキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）する。

文案を下記に示す。

〈臨時の解説情報が発表された場合〉

ただ今、気象台から安達太良山の火山の状況に関する臨時の解説情報が発表されました。

安達太良山では、火山活動の活発化が見られます。

今後の火山活動について、気象台や二本松市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

## 6.2 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合

### (1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから噴火警戒レベル2への引上げに関する噴火警報について連絡を受けた場合、情報伝達体制を取り、通常業務のほか今後の噴火警戒レベルの引き上げ等に備え、必要な範囲での準備を開始する。運行中のロープウェイ及びリフトについてはレベルの引き上げ等に備え運行を停止できる体制をとる。またスキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）する。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベル2への引上げや火口周辺規制が実施された場合〉  
ただ今、安達太良山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。  
これにより、沼ノ平火口から概ね1kmの範囲に立入規制がかかります。  
安達太良山山頂及び峰の辻より沼ノ平火口側には入らないでください。  
なお、当施設（スキー場）は、規制範囲の外側に位置しています。  
今後の火山活動について、气象台や二本松市から出される情報にご注意ください。  
繰り返します・・・

### (2) 噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合

「6.5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の対応を参照する。

## 6.3 噴火警戒レベルが「3」に引き上げられた場合

### (1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから噴火警戒レベル3への引上げに関する噴火警報について連絡を受けた場合、災害対応体制に移行する。通常業務を停止し今後の噴火警戒レベルの引き上げ等に備え、必要な範囲での準備を開始する。運行中のロープウェイ及びリフトについては安全が確認出来ない場合は運行を停止し、旅客の誘導に当たる。ただし、二本松市より要請があった場合は、状況に応じて登山者の移動手段として運行を検討する。また、スキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）する。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベル3への引上げや入山規制が実施された場合〉

ただ今、安達太良山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。

これにより、沼ノ平火口から概ね2.5kmの範囲に立入規制がかかり、奥岳登山道は入山規制となります。

なお、当施設（スキー場）は、規制範囲の外側に位置していますが、噴火の発生に備え、避難を開始できる準備をお願いします。

今後の火山活動について、气象台や二本松市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

### (2) 噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合

「6.5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の対応を参照する。

## 6.4 噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合

### (1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから噴火警戒レベル「4」又は「5」への引上げに関する噴火警報について連絡を受けた場合、通常営業を中止するとともに、運行中のロープウェイ及びリフトは直ちに運行を停止し旅客を安全な場所に誘導する。ただし、二本松市より要請があった場合は、状況に応じて登山者の移動手段として運行を検討する。また、スキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）するとともに、警戒を要する範囲外に避難を呼びかける。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベル4又は5への引上げられた場合〉

ただ今、安達太良山の噴火警戒レベルが4（又は5）に引き上げられました。

沼ノ平火口から概ね4kmの範囲では、大きな噴石の飛散に警戒が必要です。

《積雪期の場合》

また、広範囲に影響が及ぶ融雪型火山泥流の発生に警戒が必要です。

当施設（スキー場）は警戒を要する範囲に含まれますので、速やかに岳温泉方面を經由し二本松市街地へ、又は福島方面に避難してください。

二本松市が発令する避難情報や火山に関するお知らせに注意してください。

繰り返します・・・

### (2) 警戒を要する範囲外への避難の実施

各施設の従業員は、自身の安全を確保しつつ、表9の手順に沿って警戒を要する範囲外へ利用者等の避難誘導を実施する。

なお、避難手段については、自家用車等、各自の手段での避難を基本とする。

また、避難先（指定避難所等）について、二本松市から指示があった場合は、指定された避難先へ利用者等を避難誘導する。

表9 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設
①利用者等の状況把握	当地区全体の避難状況を確認する。	利用者等の人数や避難の状況などを把握・整理し、代表施設と情報を共有する。
②輸送手段の調整	避難手段のない利用者等がいる場合、二本松市との協議により、車両の手配等を要請する。	
③避難誘導	警戒を要する範囲外へ利用者等を避難誘導する。 (噴火により噴石の飛散や降灰が激しい場合、建物内への緊急退避を優先。)	

手順	代表施設	地区構成施設
④残留者の確認	施設内外に残留者がいないか確認する。	
⑤施設関係者の避難	施設関係者についても、警戒を要する範囲外への全員避難を完了させる。	
⑥避難完了の報告	当地区全体の避難完了について、二本松市へ報告する。	

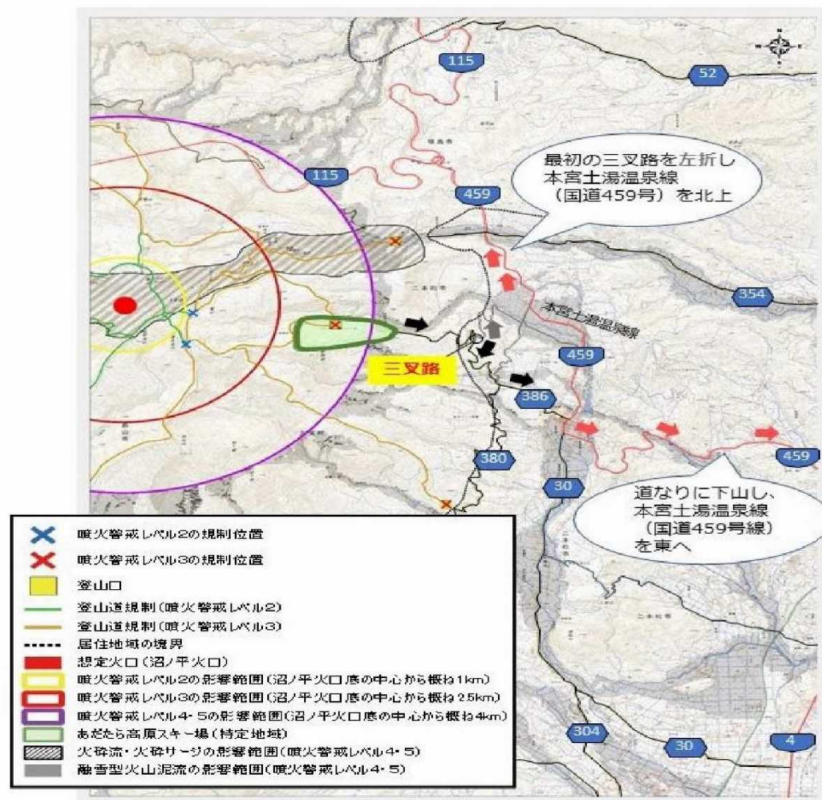


図4 避難先と避難経路

### (3) 噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合

「6.5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の対応を参照する。



## 6. 5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

### (1) 利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

各施設は、スキー場内放送設備を使用し、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者に対しても安達太良山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないように呼びかける。なお、スキー場内放送設備は、避難誘導係が操作し、広報する。

また、各施設の従業員は、自身の安全を確保しつつ、建物の入り口等で、屋外にいる利用者等に対して、拡声器等で建物内に入るよう呼びかける。

文案を下記に示す。

〈突発的噴火が発生した場合の広報〉

ただ今、安達太良山が噴火しました。噴石や火山灰が飛散するおそれがあります。  
屋外に居られる方は、ただちに、建物内へ屋内に居られる方は外に出ないで下さい。  
係員がより安全な場所へ誘導いたしますので、係員の指示に従ってください。  
繰り返します・・・・・・・・

当地区内で、利用者等の避難誘導先となる屋内退避施設の位置図を下記に示す。

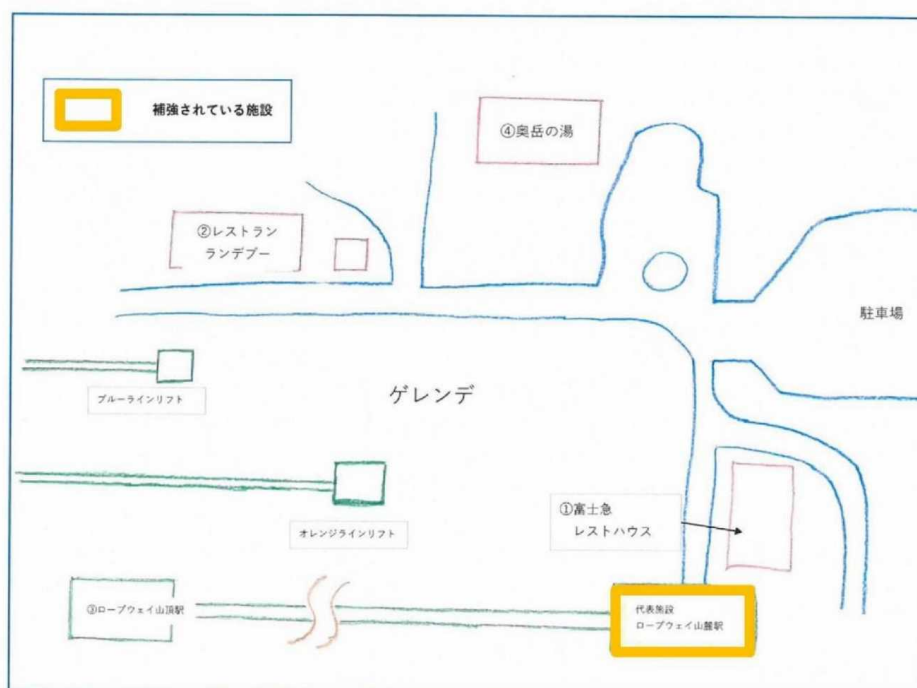


図5 施設位置図

## (2) 建物内での緊急退避誘導（屋内の移動）

代表施設（ロープウェイ山麓駅）の従業員は、建物内の緊急退避者に対し、建物内のより安全な場所（ロープウェイ山麓駅1階、緊急退避者が入りきれない場合には富士急レストハウス）への誘導を行う。より安全な場所への経路図は図6のとおり。

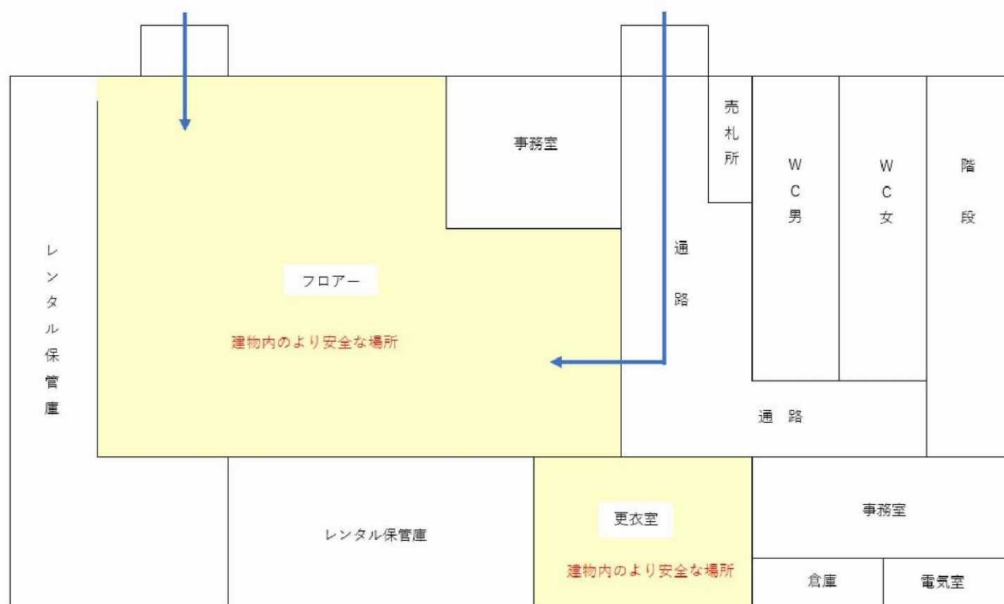


図6 ロープウェイ山麓駅内のより安全な場所・経路図

## (3) 施設間の緊急退避誘導（屋外の移動）

屋根の補強対策などが完了していない施設については、噴石の飛散状況など、火山活動の状況を観察し、代表施設の統括管理者と協議して、建物内の緊急退避者と一緒に、より頑丈なロープウェイ山麓駅1階へ移動する。必要に応じて、代表施設の統括管理者に車両の手配等の応援要請を行う。当地区で屋根が鉄筋コンクリート造または補強されている施設は表10のとおり。

表10 地区における屋根が鉄筋コンクリート造または補強されている施設一覧

施設名	緊急退避者 受入可能数	建物内のより安全な場所
山麓駅（スキーセンター）	300人	1階

#### (4) 退避者状況の把握・整理

各施設は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を別表1, 2 (P20参照) により可能な限り把握・整理する。

代表施設は、地区構成施設と連絡をとり、地区全体の退避状況等の把握・整理を行う。

#### (5) 応急手当の対応

負傷者に対しては、救護係を中心として可能な限り応急手当を行うとともに、必要に応じて地元消防に救急要請を行う。

#### (6) 規制範囲外への避難

「6.4(2)警戒を要する範囲外への避難の実施」の対応を参照する。

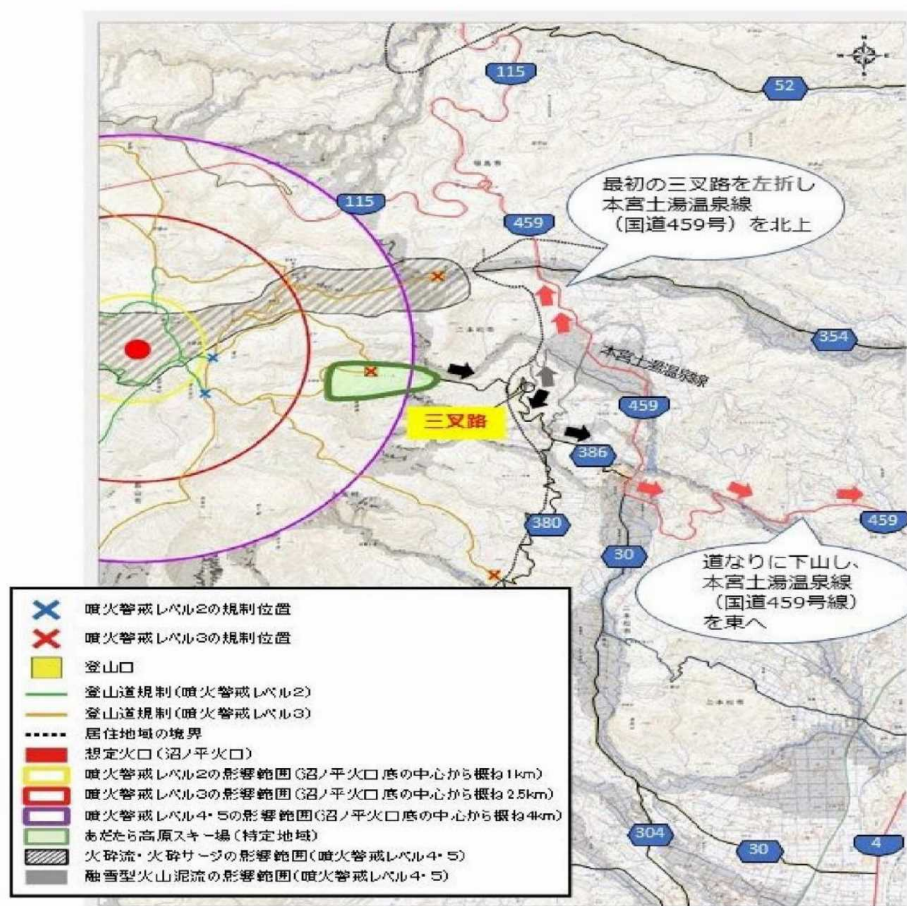


図7 避難先と避難経路(再掲)

## 7. 資器材の配備等

### (1) 当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

当施設における情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、表11のとおりである。

施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

代表施設は、毎年4月に設備・資機材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。

表11 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	人工降雪室	1台
	ラジオ	山麓駅	1台
	ファクス	山麓駅	1台
	インターネット端末	山麓駅	
	衛星電話	山麓駅	1台
避難誘導	屋外スピーカー	各所	
	携帯用拡声器	山麓駅	1台
	AED	山麓駅、奥岳の湯	2台
	ヘルメット	山頂駅	100個
	マスク	山麓駅	100枚
	水・食料	レストハウス	
	寝具・防寒具	スキーセンター、 パトロール室	
	医薬品	パトロール室	
その他	自家発電装置	山麓駅・山頂駅	2台
	懐中電灯	山麓駅・山頂駅	

## (2) 輸送手段の確保体制

当地区において、利用者等の搬送のために活用できる車両は表12のとおりである。

代表施設は、定期的に保有車両の点検・整備状況を確認する。

また、代表施設は、緊急時におけるバス・タクシー等の輸送手段の確保について、あらかじめ二本松市及び協力機関と調整しておくこととする。

表12 地区における保有車両一覧

車種	台数
普通車両	4
貨物車	1

表13 輸送手段の協力機関一覧

機関・事業所名	所在地	連絡先
福島交通(株) 二本松(営)	二本松市上竹	■
昭和タクシー	二本松市成田	■
丸やタクシー	二本松市金色久保	■

## (3) 屋根が補強されている施設

当地区における、噴石等に対して屋根が補強されている施設は、表10のとおりである。

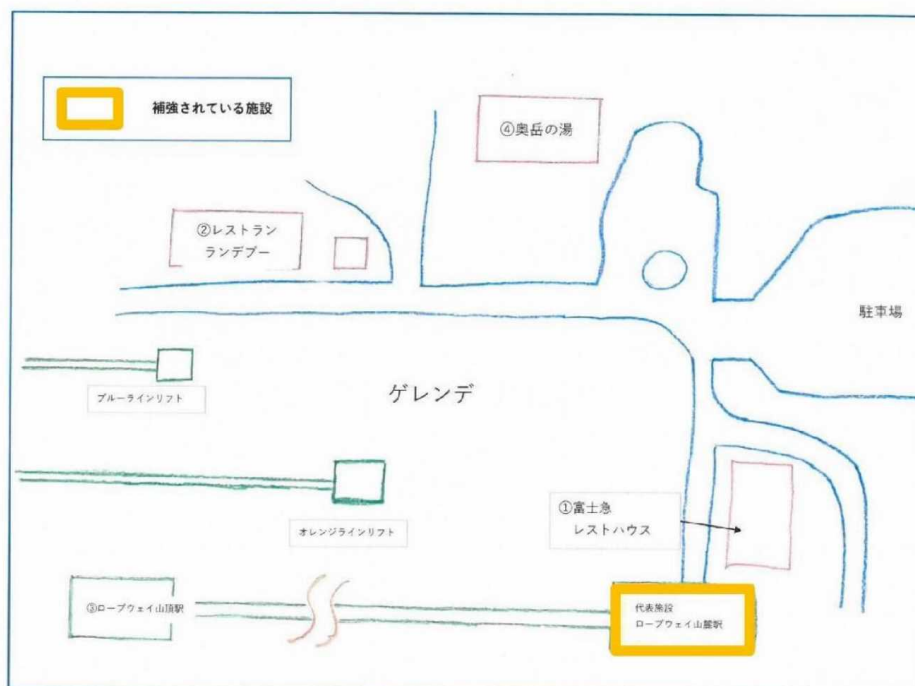


図8 施設位置図(再掲)

## 8. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への啓発・周知

### (1) 当施設、地区における研修・訓練の実施

当施設、地区においては、表14のとおり研修・訓練を今後予定していく。  
また、訓練を実施した場合は二本松市へ報告をする。

表14 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
従業員研修	毎年 1回	防災対応要員
避難誘導訓練	毎年 1回	防災対応要員 利用者（必要に応じて）
火山防災合同訓練（協議会主催）	適宜	防災対応要員
各種研修会（関係機関主催）	適宜	防災対応要員

### (2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、本計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動などで変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、本計画を修正する。
- ③ 本計画を変更した場合は、二本松市に報告する。

### (3) 当施設、地区における利用者への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布は、以下のとおりである。

その他、福島県・二本松市より掲示物、パンフレット等の提供があった場合は随時配布を行う。

表15 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
施設周辺の避難経路・避難先	掲示
火山防災マップ	掲示
火山に関するパンフレット・資料等	掲示

### (4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を福島地方気象台に伝達する。連絡先は、表8のとおりである。

別表1 退避状況集計様式

集計様式				年 月 日 _____ : _____ 現在
緊急退避者数			うち負傷者数	備考
利用者	従業員等	合計		

別表2 退避状況整理様式

No	ケル フ	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載 例	↑	福島 一郎 (フクシマ イロウ)	男	40		
	↓	福島 花子 (フクシマ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

## 9. 参考資料

### (1) 参考とすべき情報等

表 1 6 参考とすべき情報等 (例)

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		



収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

## (2) 噴火警戒レベル表





平成21年3月31日運用開始  
令和元年9月25日改定

## 安達太良山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。</li> <li>●融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。</li> </ul> <p><b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</p>
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。</li> <li>●融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。</li> </ul> <p><b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</p>
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね2.5 km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。</li> </ul> <p><b>過去事例</b> 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火</p>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね1 km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。</li> </ul> <p><b>過去事例</b> 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏。</li> <li>●状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。</li> </ul> <p><b>過去事例</b> 1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる</p>

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町村の地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



令和元年9月

図10 安達太良山の噴火警戒レベル（出典：気象庁）

<各施設掲示用>

噴火の時は！

奥岳地区にて安達太良山噴火が確認された場合

あだたら高原リゾート

◆行動原則

- ① 噴火を覚知したら周辺の方に大声で避難を呼びかける。
- ② あらゆる事態に臨機に対処できるよう落ち着いて行動する。
- ③ 言語や移動に不安のある方に対し、できる範囲で協力する。

◆突発的噴火を確認したら

「噴火したぞ！」「避難しろ！」と伝え山麓駅に向かう。

「地区内で緊急退避」したのち「地区外へ避難」の二段階避難を原則とする。

噴火発生警報（突発的噴火）と同時に、一次避難・二次避難の二段階避難を原則とする。

【地区内での緊急避難施設】

当地区での緊急避難施設はロープウェイ山麓駅1階です。

【地区外へ避難】

係員の指示に従い、各自の交通手段で避難。

福島県又は、二本松市並びに関係機関より指示があった場合は指示内容を優先する。

◆二次避難の交通手段（徒歩・自家用車以外）

福島交通、昭和タクシー、丸やタクシーの協力をいただいております。

◆地区全体の災害対応の総括（代表施設）

あだたら高原リゾートにて管理 XXXXXXXXXX



# 富士山噴火時等の避難確保計画

地区名称：精進湖民宿組合

令和元年 1 2 月

影響を受ける火山現象や施設の立地、施設周辺の道路等の状況、利用者の状況、従業員等の業務状況等によって、噴火時等に行うべき防災対応は異なります。避難確保計画の事例を参考にする場合には注意してください。

## 目 次

1. 計画の目的	1
2. 施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4. 防災体制	5
5. 情報伝達及び避難誘導	8
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く入山規制等 が無い中で、突発的に噴火した場合	8
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した入山規制 等により、避難が必要となった場合	16
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても入山規制の範囲外 で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報 等が発表された場合	18
6. 資器材の配備等	20
7. 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察	25
8. 参考資料	26

## 1. 計画の目的

精進湖民宿村（以下、「当地区」という。）に立地する表1の施設は、富士河口湖町地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき避難確保計画（以下、「本計画」という。）を定める。

本計画は、地区内施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者、地区内の施設周辺にいる登山者・観光客等（以下、「利用者等」という。）の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

表1 地区内施設（避難促進施設）

No.	施設名称（所有者等）	
1	★民宿 丸 慶	
2	民宿 翠明荘	
3	民宿 樹海荘	
4	民宿 岳心荘	
5	民宿 きくみ荘	
6	★民宿 若葉荘	
7	民宿 まるみ荘	
8	民宿 やまか荘	
9	民宿 ちどり荘	
10	民宿 白樺荘	

★：代表施設

## 2. 施設の位置

表2に、当地区内施設の位置関係を示す。当地区は第2次避難対象エリアに位置しており、噴火警戒レベル4（避難準備）の場合に避難が必要になる。

表2 施設の位置関係

項目		内容
避難対象エリア		第2次避難対象エリア
噴火警戒 レベル	レベル2：火口周辺規制	範囲内・一部範囲内 <u>範囲外</u>
	レベル3：入山規制	範囲内・一部範囲内 <u>範囲外</u>
	レベル4・5：避難準備・避難	<u>範囲内</u> 一部範囲内・範囲外
地区に影響のある火山現象		<u>大きな噴石</u> 火砕流・火砕サージ <u>溶岩流</u> 融雪型火山泥流

図1に、地区の位置図を示す。



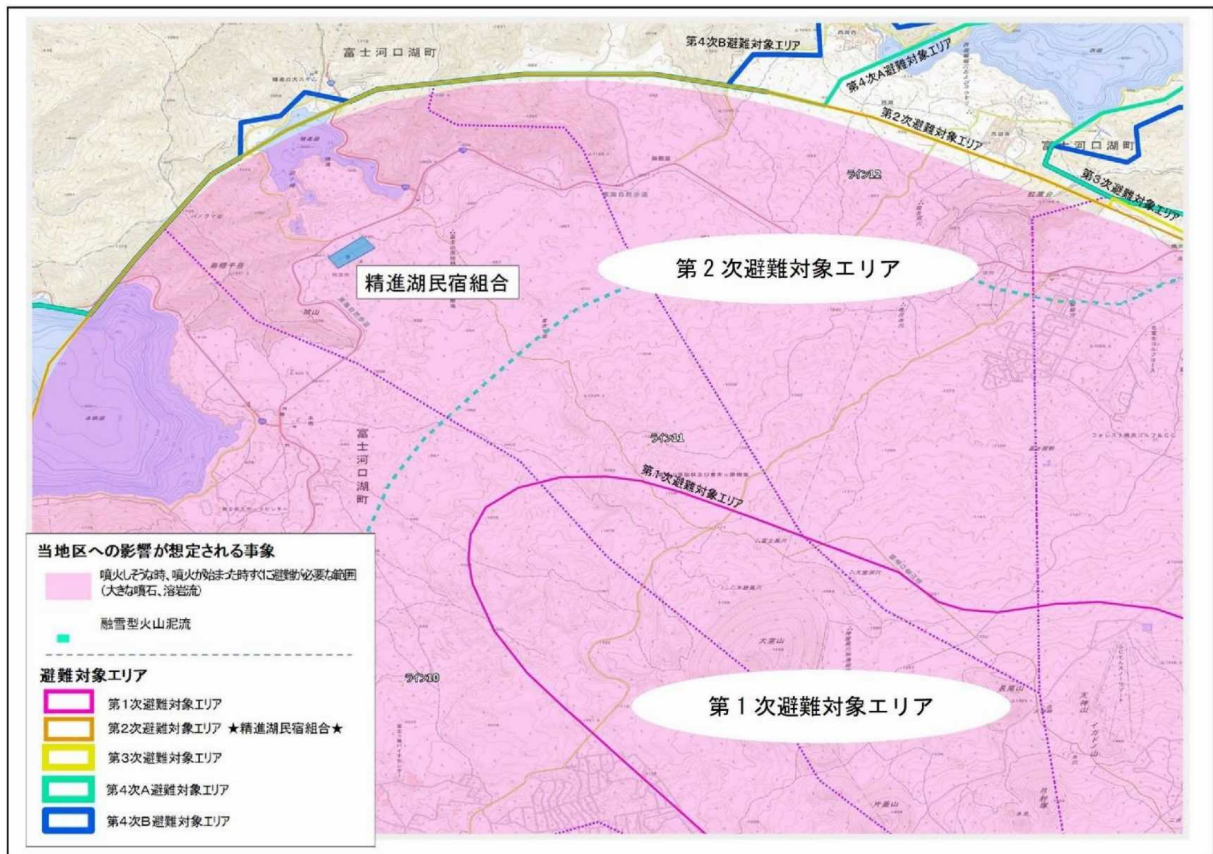


図1 地区の位置図

### 3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当地区において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。  
また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保を図る。

当地区にある施設の従業員数、最大利用者数、当地区内の施設周辺にいる登山者・観光客等の想定人数は、表3、表4のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等  
(日中のピーク：毎年8月の20日前後頃を想定)

※文部科学大臣杯ジュニアカヌー選手権大会開催時(精進湖)

業種	施設名	従業員数又は管理者数	最大利用者数	施設周辺にいる登山者・観光客等(左記を含まない)
宿泊施設	① 民宿 丸慶	4人	32人	※
	② 民宿 翠明荘	5人	30人	
	③ 民宿 樹海荘	4人	34人	
	④ 民宿 岳心荘	3人	30人	
	⑤ 民宿 きくみ荘	3人	31人	
	⑥ 民宿 若葉荘	3人	30人	
	⑦ 民宿 まるみ荘	2人	30人	
	⑧ 民宿 やまか荘	5人	40人	
	⑨ 民宿 ちどり荘	3人	35人	
	⑩ 民宿 白樺荘	2人	20人	
合計		34人	312人	

※毎年10月に「富士山原始林トレイルラン in 精進湖・本栖湖」が旧精進小学校をメイン会場に開催されている。参加者：約600名(民宿利用者含む)

表4 避難を確保すべき利用者等  
(夜間のピーク：毎年8月の20日前後頃を想定)

※文部科学大臣杯ジュニアカヌー選手権大会開催時(精進湖)

業種	施設名	従業員数又は管理者数	最大利用者数	施設周辺にいる登山者・観光客等(左記を含まない)
宿泊施設	① 民宿 丸慶	3人	32人	
	② 民宿 翠明荘	4人	30人	
	③ 民宿 樹海荘	4人	34人	
	④ 民宿 岳心荘	3人	30人	
	⑤ 民宿 きくみ荘	3人	31人	
	⑥ 民宿 若葉荘	3人	30人	
	⑦ 民宿 まるみ荘	2人	30人	
	⑧ 民宿 やまか荘	4人	40人	
	⑨ 民宿 ちどり荘	3人	35人	
	⑩ 民宿 白樺荘	2人	20人	
合計		31人	312人	※

※毎年10月に「富士山原始林トレイルラン in 精進湖・本栖湖」が旧精進小学校をメイン会場に開催されている。参加者：約600名(民宿利用者含む)

当地区の施設位置図を図2に示す。

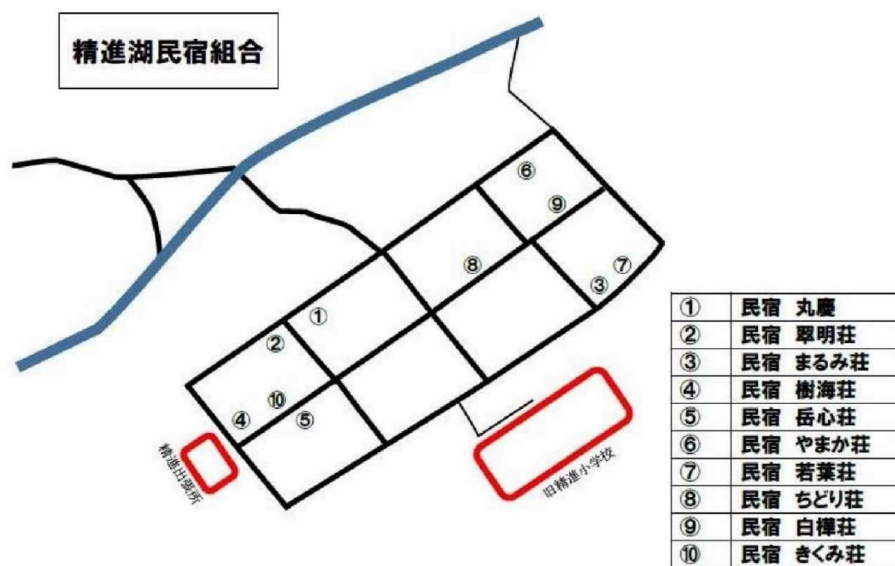


図2 施設位置図

## 4. 防災体制

当地区の噴火時等の体制は、表5のとおりである。

表5 火山活動状況と体制の関係

状況	体制	班組織	
噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合	災害対応体制	★民宿 丸慶、若葉荘 以下の班体制を各施設でとる。	左記以外の各民宿について、管理者は情報収集・伝達、避難誘導活動に従事する。
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括管理者</li> <li>・情報班</li> <li>・避難誘導班</li> </ul>	
噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	情報伝達体制	★民宿 丸慶、若葉荘 以下の班体制を各施設でとる。	左記以外の各民宿について、管理者は情報収集・伝達活動に従事する。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括管理者</li> <li>・情報班</li> </ul>	

## 【当地区の体制図】

代表施設は、地区全体の災害対応を統括する。代表施設と地区を構成する施設は、図3の体制をとり災害対応にあたる。



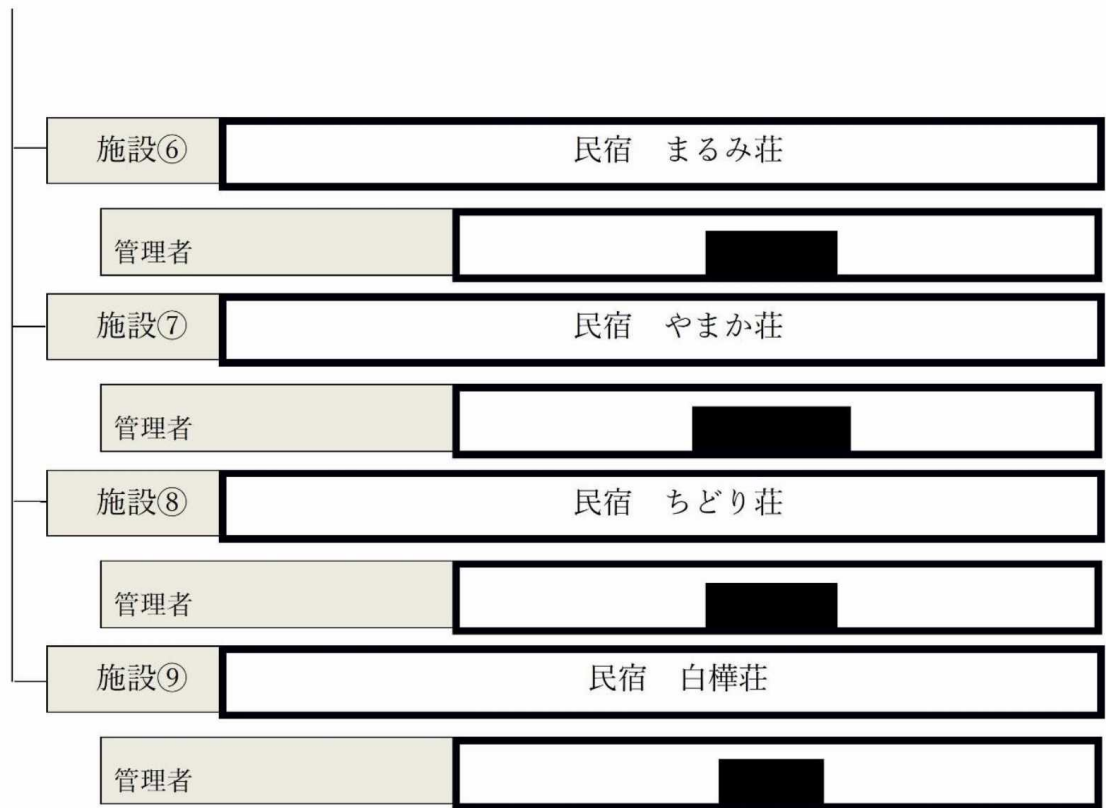


図3 地区の体制図

施設の管理者が不在の場合等には表6の者が統括管理者の代理となる。

表6 各施設の統括管理者の代理順位

代理順位	代表者名				
	★丸慶	翠明荘	樹海荘	岳心荘	きくみ荘
第1位	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
第2位	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
代理順位	代表者名				
	★若葉荘	まるみ荘	やまか荘	ちどり荘	白樺荘
第1位	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
第2位	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

## 5 情報伝達及び避難誘導

### 5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く入山規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

#### (1) 情報収集・伝達

突発的な噴火が発生した場合、当地区が行う情報収集・伝達は、表7、図4のとおりである。

表7 当地区として行う情報収集・伝達

手順	代表施設	地区構成施設
①代表施設への連絡		噴火を認知した場合は、代表施設へ一報を連絡する。
②災害対応体制の確立	災害対応体制をとり、緊急連絡網を用いてすべての地区構成施設へ連絡する。 富士河口湖町に噴火の発生を伝達する。	地区構成施設内での災害対応体制を取る。
③町との協議	町と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・地区全体の利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など） ・地区内の施設及び周辺の被害状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など ・規制範囲外への避難実施のタイミング	
④地区内での情報の共有	・各施設の利用者等の避難状況、被災状況（負傷者数など） ・各施設及び周辺の被害状況	

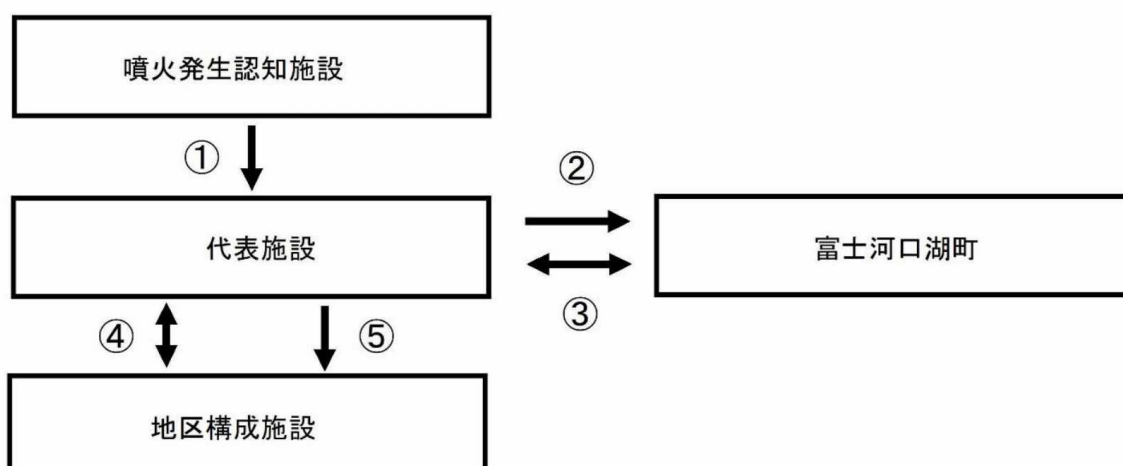


図4 緊急連絡の流れ

各施設及び関係機関の連絡先、参考とするべき情報の例は、表8のとおりである。

表8 各施設及び関係機関連絡先一覧

分類	施設名		連絡先	代表者
代表施設	★民宿 丸慶			
地区構成施設		民宿 翠明荘		
		民宿 樹海荘		
		民宿 岳心荘		
		民宿 きくみ荘		
		民宿 若葉荘		
		民宿 まるみ荘		
		民宿 やまか荘		
		民宿 ちどり荘		
		民宿 白樺荘		
	連絡先（外部機関との窓口）	富士河口湖町		地域防災課電話番号 :
参考 (防災対応では、連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関)	その他 関係 機関	富士吉田警察署		警備課
		河口湖消防署		
		甲府地方気象台		防災担当
	輸送 機関	富士急行(株)		



## (2) 避難誘導対応

### ①利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

各施設は、屋外スピーカーなどの放送設備で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者に対して富士山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないように呼びかける。

地区共同の屋外スピーカーは、丸慶、もしくはその指名する者が操作し、広報する。

文案を下記に示す。

〈屋外空間への広報〉

ただ今、富士山が噴火しました。ただちに、建物内へ避難してください。繰り返します・・・・

〈建物内〉

ただ今、富士山が噴火しました。建物の外に出ないでください。

また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。繰り返します・・・・

各施設は、自身の安全を確保しつつ、建物の入り口等で、屋外にいる利用者等に対して、拡声器等で建物内に入るよう呼びかける。

地区内で、利用者等の避難誘導先となる屋内退避施設の位置図を図5に示す。



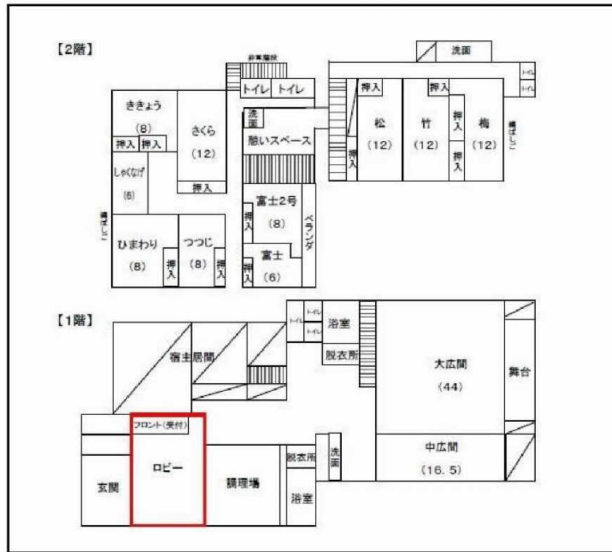
図5 施設位置図

### ②建物内での緊急退避誘導（屋内の移動）

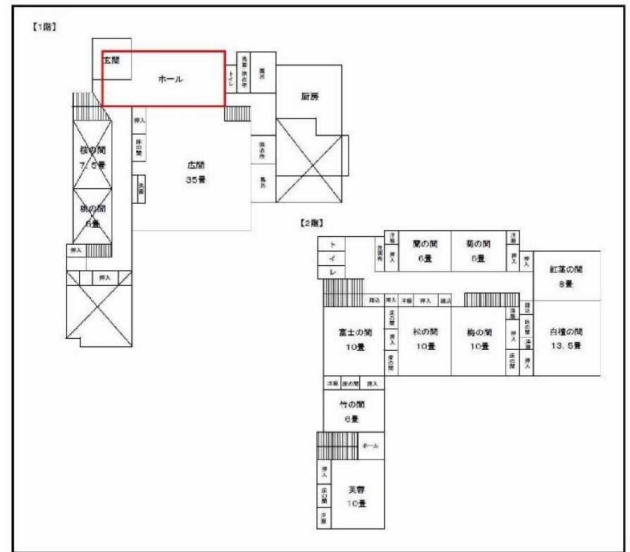
施設（各民宿）は、利用者や建物内の緊急退避者に、マスクを配布するとともに、建物内のより安全な場所（基本的に、屋根が補強されている場所（詳細は別紙）。緊急退避者が入りきれない場合には1階か、火口からより遠い場所）などへの誘導を行う。

屋根が補強されている場所への経路図は別紙のとおり。

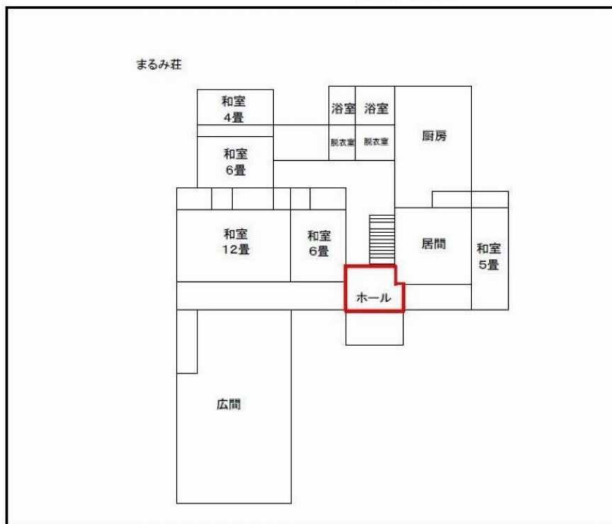
丸慶



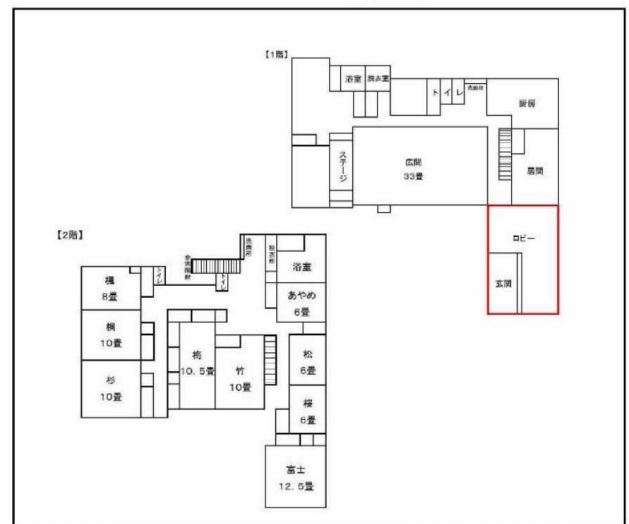
翠明荘



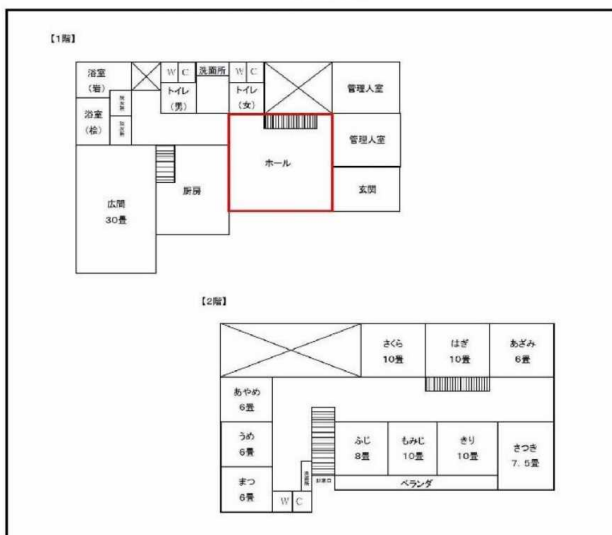
まるみ荘



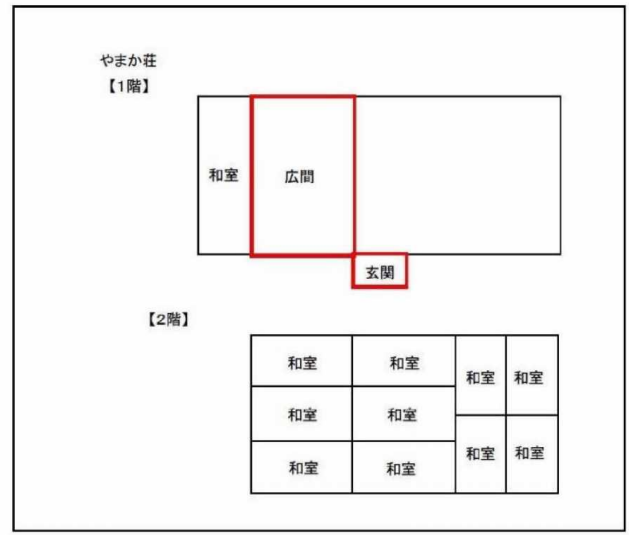
樹海荘



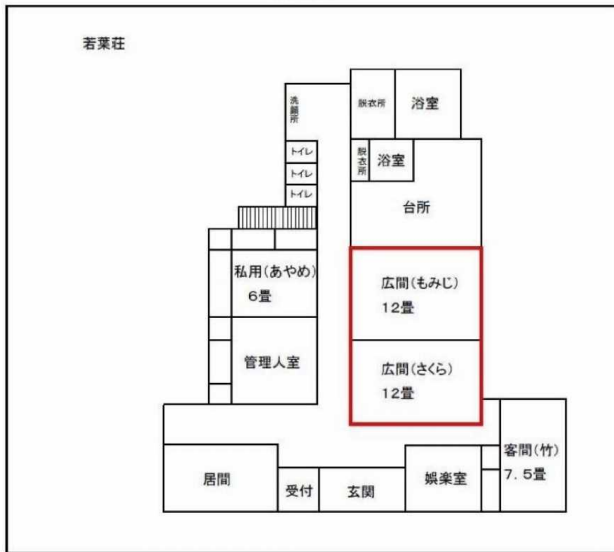
岳心荘



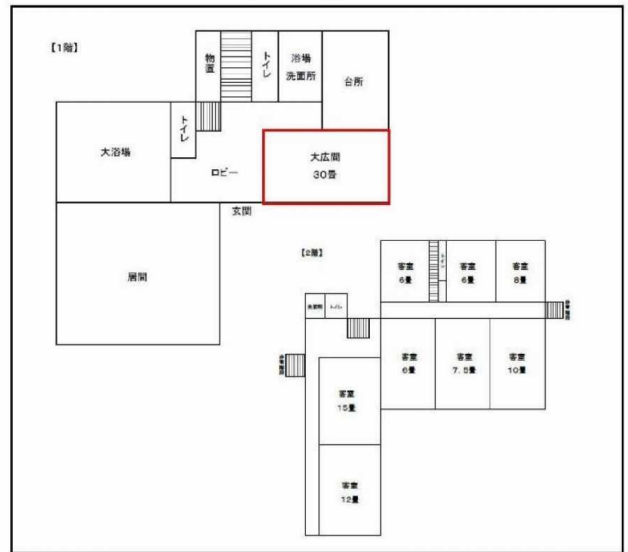
やまか荘



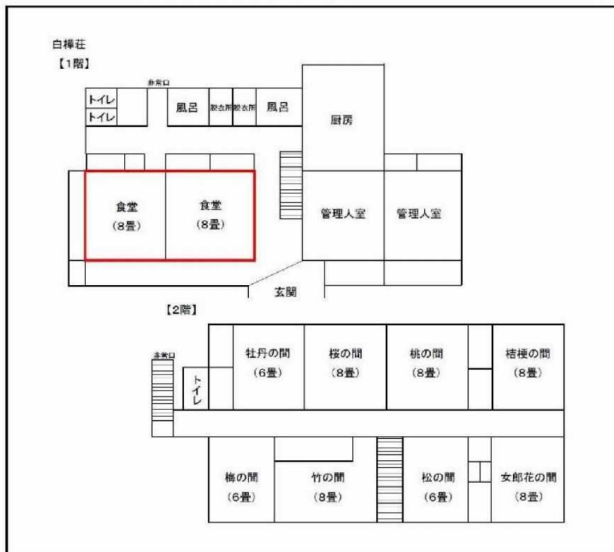
若葉荘



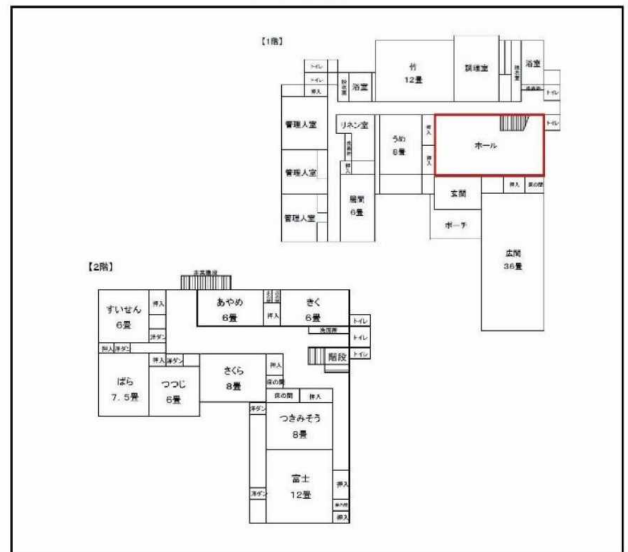
ちどり荘



白樺荘



きくみ荘



### (3) 施設間の緊急退避誘導（屋外の移動）

屋根の補強工事などが完了していない施設は、噴石の飛散状況など、火山活動の状況を観察し、代表施設の統括管理者と協議して、安全が確保できる場合、建物内の緊急退避者と一緒に、より頑丈な旧精進小学校体育館、旧精進湖小学校校舎、精進出張所へ移動する。必要に応じて、代表施設の統括管理者に車両の手配等の応援要請を行う。

当地区で屋根が鉄筋コンクリート造または補強されている施設は表9のとおり。

表9 地区における屋根が鉄筋コンクリート造または補強されている施設一覧

施設名	緊急退避者 受入可能数	建物内のより安全な場所
旧精進小学校体育館	200人	
旧精進小学校校舎	200人	
精進出張所	100人	

施設を移動した後は、移動先の統括管理者の指示に従い緊急退避者の対応にあたる。

#### (4) 退避者状況の把握・整理

各施設は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を別表1、別表2を用いて可能な限り把握・整理する。

代表施設は、地区構成施設と連絡をとり、地区全体の退避状況等の把握・整理を行う。

#### (5) 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。

#### (6) 規制範囲外への避難

緊急退避者等の、規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、富士河口湖町と連絡を取り、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。

規制範囲外の避難先は精進湖県営駐車場とし、規制範囲外への避難経路は図6のとおりとする。



図6 避難先と避難経路

規制範囲外への避難手段は、自家用車等、各自の手段での規制範囲外への避難を基本とする。ただし、富士河口湖町から指示があった場合は、この限りではない。

規制範囲外への避難の手順は表 10 のとおり。

表 10 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設
①緊急退避者の状況把握	避難手段がない緊急退避者の状況を地区全体で整理、集約する。	避難手段がない緊急退避者の状況を整理し、代表施設と情報を共有する。
②避難	各施設が保有する車両に分乗し避難させる。	
③町との協議	各施設が保有する車両で足りない場合、富士河口湖町との事前の協議に基づいて車両の手配等を要請する。	

## 5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した入山規制等により、避難が必要となった場合

### (1) 情報収集・伝達

表 11 当地区として行う情報収集・伝達

手順	代表施設	地区構成施設	町
1 代表施設への連絡			代表施設へ連絡を行う。 ・噴火警戒レベルの引き上げ ・入山規制の実施通知
②災害対応体制の確立	町からの第一報をもとに災害対応体制を取り、緊急連絡網を用いてすべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での災害対応体制を取る。	避難計画に基づき入山規制を実施する。
③町との協議	町と随時、情報収集・伝達に努め、避難等の実施について協議を行う。 ・避難対応の実施		避難勧告・避難指示等を伝達する。
④地区内での情報の共有	・各施設の利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など）		

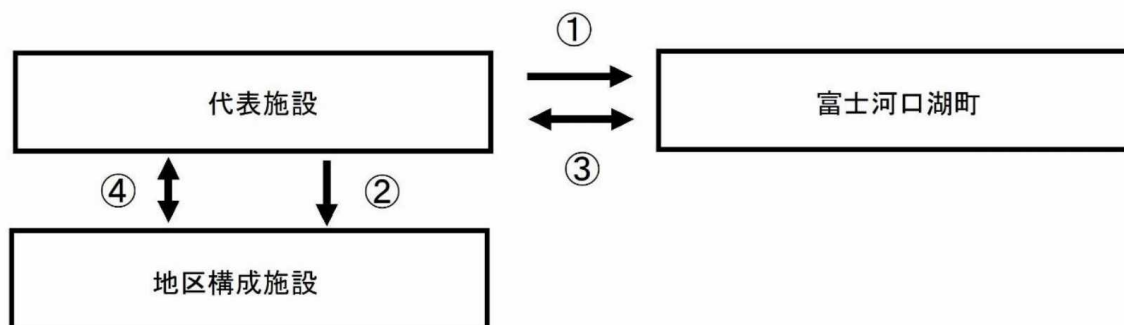


図 7 緊急連絡の流れ

## (2) 避難誘導対応

### ①利用者等への情報伝達

規制範囲外へ避難が必要となった場合、各施設は、館内放送などを使って、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや避難勧告・避難指示が発令し、規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。地区共同の屋外スピーカーは、民宿「丸慶」が操作し、広報する。

文案を下記に示す。

〈施設の屋外空間及び建物内への広報〉

ただ今、富士山の噴火警戒レベルが○に上がり、火口から○km圏に入山規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。

繰り返します・・・・

〈施設周辺への広報〉

ただ今、富士山の噴火警戒レベルが○に上がり、火口から○km圏に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに甲府方面に避難してください。避難に際しては、富士河口湖町や気象庁等から出される情報に注意してください。

繰り返します・・・・

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合〉



「5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の文案を参照する。

### ②規制範囲外への避難の実施

利用者等を規制範囲外に避難させるための避難経路については図6のとおり。避難手段については、自家用車等、各自の手段での避難を基本とする。

ただし、富士河口湖町から指示があった場合は、この限りではない。

規制範囲外への避難の手順は表12のとおり。

表12 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設
①利用者等の状況把握	地区全体の避難状況を確認する。	利用者等の人数や避難の状況などを把握・整理し、代表施設と情報を共有する。
②町との協議	避難手段のない利用者がある場合、富士河口湖町との事前の協議に基づいて車両の手配等を要請する。	
③残留者の確認	施設内外に残留者がいないか確認する。	



### 5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても入山立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合

#### (1) 情報収集・伝達

表 13 当地区として行う情報収集・伝達

手順	代表施設	地区構成施設	町
①代表施設への連絡			代表施設への連絡を行う。 ・噴火警戒レベルの引き上げ ・入山規制の実施通知 ・臨時の解説情報
②災害対応体制の確立	町からの第一報をもとに情報収集体制を取り、緊急連絡網を用いてすべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での情報伝達体制を取る。	
③町との協議	町と、避難等の実施に係る以下の協議を随時実施する。 ・情報収集・伝達		
④地区内での情報の共有	館内放送などを使って、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや入山規制実施したこと、臨時の解説情報が発表されたことを伝達する。		

## (2) 利用者等への情報伝達

各施設は、館内放送などを使って、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制実施したこと、臨時の解説情報が発表されたことを伝える。地区共同の屋外スピーカーは、民宿「丸慶」が操作し、広報する。

文案を下記に示す。

<p>〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された場合〉</p> <p>ただ今、富士山の噴火警戒レベルが○に上がり、火口から○km圏に立入規制がかかります。○○道の○○より山側には入らないでください。なお、当地区は、規制範囲の外に位置しています。</p> <p>また、今後の火山活動や富士河口湖町や気象庁等から出される情報にご注意ください。繰り返します・・・</p>
<p>〈臨時の解説情報が発表された場合〉</p> <p>ただ今、気象庁から富士山に関する臨時の解説情報が出されました。今後の火山活動や富士河口湖町や気象庁等から出される情報にご注意ください。繰り返します・・・</p>

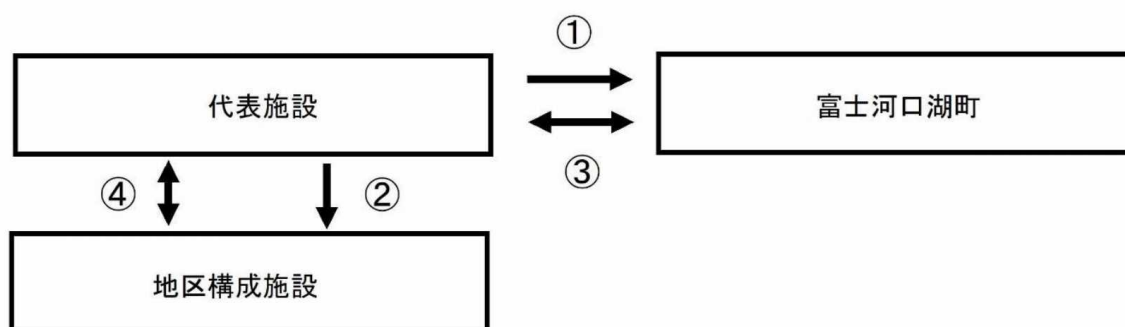


図8 緊急連絡の流れ

## 6. 資器材の配備等

### (1) 当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

#### ① 保有設備、資器材、備蓄物資

当施設における情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、表 14 のとおりである。

施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

表 14 当施設の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

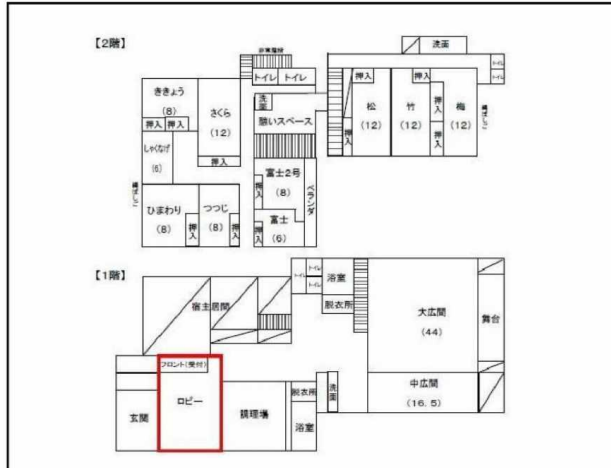
活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ		
	ラジオ		
	ファクス		
	防災無線戸別受信機		
	インターネット端末		
避難誘導	メガホン		
	案内旗		
	マスク		
	水・食料		
	寝具・防寒具		
	医薬品		
その他	自家発電装置		
	自家発電用燃料（予備）		
	予備電池		
	懐中電灯		
	電池式照明器具		
	従業員用ベスト・腕章		
	立て看板		
	立入禁止テープ		

表 14 については、各施設が保有、備蓄している物資等であり、個別の施設の避難確保計画に記載する。

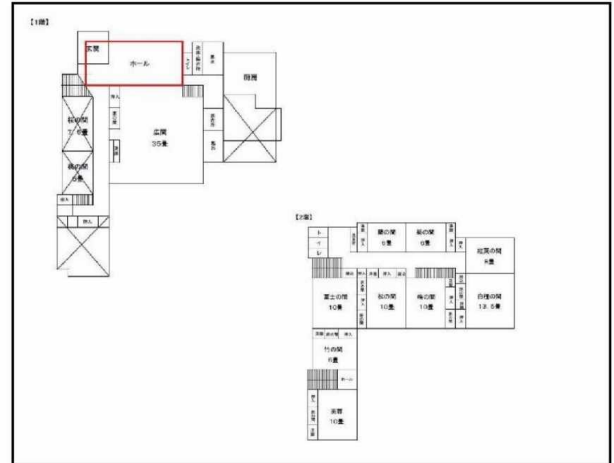
## ② 建物内のより安全な場所

民宿の建物内のより安全な場所（候補場所も含む）は図10のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

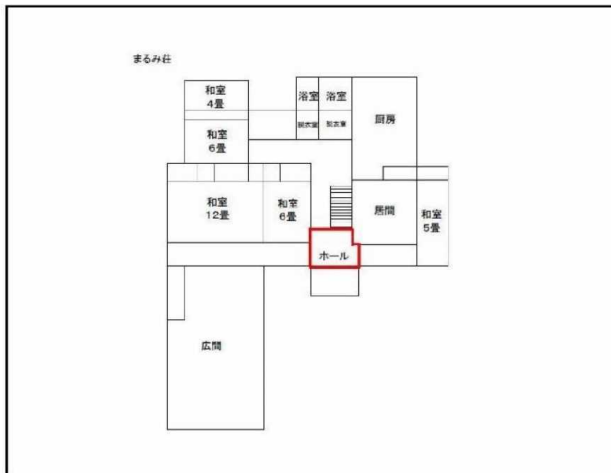
丸慶



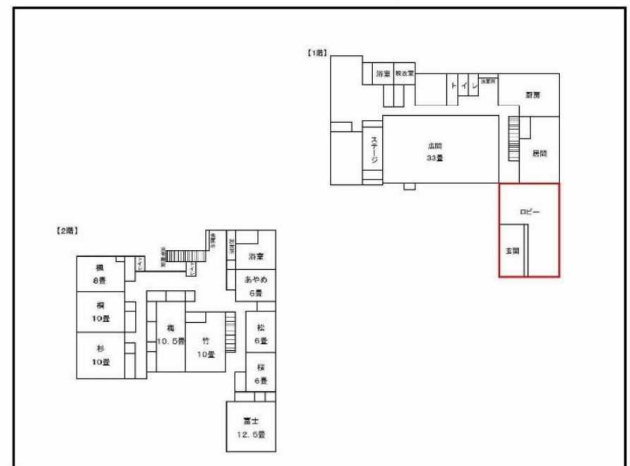
翠明荘



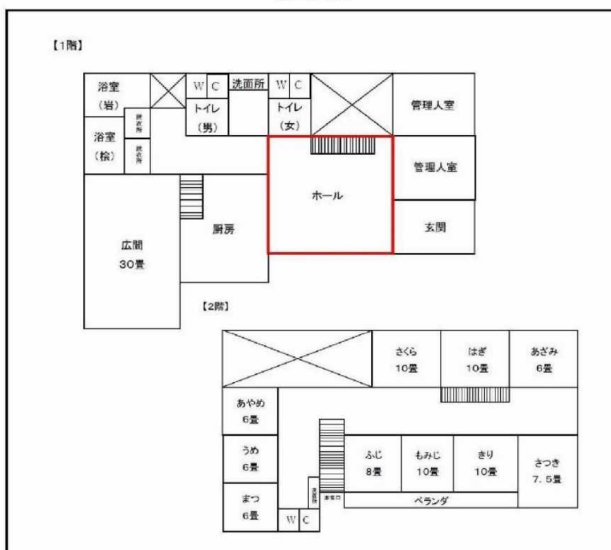
まるみ荘



樹海荘



岳心荘



やまか荘

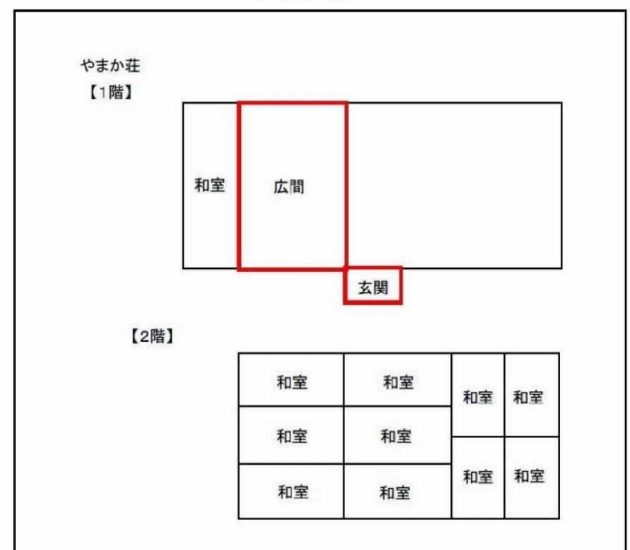




図 10 ①〇〇民宿内のより安全な場所・経路図

## (2) 地区全体の施設整備・備品等の状況

### ① 資器材・備蓄物資

当地区における避難誘導の際に必要な資器材、緊急退避した従業員、利用者等のための備蓄物資は、表 15 のとおりである。代表施設は、毎年 4 月に各施設に報告を求め、更新する。

表 15 地区における資器材、備蓄物資一覧

資器材等	丸慶	翠明荘	樹海荘	岳心荘	きくみ荘	若葉荘	まるみ荘	やまか荘	ちどり荘	白樺荘	合計
メガホン											
マスク	50			50	60	20	20	40	30	130	
水	24			24	40		24	40	6		
食料							50	40		100	
寝具・防寒具	50	25	50	20	50	10	50	50	45	30	
医薬品	1	1		1		1	1	3	1	1	
自家発電装置			1		1			1	1		
自家発電用燃料 (予備)	10 ℓ				18 ℓ				20 ℓ		
予備電池	25	15		10	15	30	20	10	21	20	
懐中電灯	5	3		2	10	3	5	10	5	2	
電池式照明器具		2					3	5		2	

## ② 輸送手段の確保体制

当地区において、利用者等の搬送のために活用できる車両は表 16 のとおりである。

代表施設は、毎年〇月に各施設に報告を求め、更新する。

代表施設は、緊急時におけるバス等の輸送手段の確保については、あらかじめ〇〇町と調整し確認しておく。

表 16 地区における保有車両一覧

車種	丸慶	翠明荘	樹海荘	岳心荘	きくみ荘	若葉荘	まるみ荘	やまか荘	ちどり荘	白樺荘	合計
普通車両	2	2	3	2	3	2	3	3	3	1	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表 17 輸送手段の協力機関一覧

機関・事業所名	所 在	連絡先
富士急バス(株)	富士河口湖町小立 4837	
イビシタクシー(株)	富士河口湖町船津 4095-1	

## ③ 屋根が補強されている施設

当地区における、噴石等に対して屋根が補強されている施設は、表 9 のとおりである。

## 7. 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察

### (1) 当施設、地区における研修・訓練の実施

当施設、地区においては、表 18 の研修・訓練を実施する。

表 18 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
総合防災訓練（富士河口湖町主催）	毎年 9 月	全員
避難訓練（火山防災協議会主催）	毎年 10 月	防災対応要員
研修会・防災講演会	適宜	防災対応要員、従業員

### (2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動などで変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③ 訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、富士河口湖町に報告する。

### (3) 当施設における利用者への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布は、以下のとおりである。

表 19 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
建物内のより安全な場所・退避経路	掲示
施設周辺の避難経路・避難先	掲示
噴火時等の心得、行動のしかた	掲示
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	掲示
富士山火山防災ハザードマップ	掲示と配布
火山に関するパンフレット・資料等	掲示と配布
富士山噴火時の行動手順	掲示と配布

### (4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を甲府地方气象台に伝達する。連絡先は、表 8 のとおりである。



## 8. 参考資料

### (1) 参考とすべき情報等

表 20 参考とすべき情報等 (例)

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベル表

# 富士山の 噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

**噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル**

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



**■ 富士山 噴火警戒レベルに対応した規制範囲**

- 富士山では、噴火した時に影響が及ぶ可能性の高い範囲を以下のように推定しています（全ての範囲が同時に危険になるわけではありません）
- 火口ができる可能性の高い範囲
- 噴火しそうなる時、噴火が始まった時すぐに避難が必要な範囲（火砕流、噴石、溶岩流の影響が及ぶ可能性の高い範囲を重ねたものです）
- 火砕流の流下範囲
- 噴石の到達範囲
- 溶岩流（3時間以内に山頂から流下する範囲）
- ※ 積雪時には融雪型火山泥流の到達範囲も対象になります。
- 溶岩流が24時間以内に到達する範囲



**噴火警戒レベルと必要な防災対応**

- 噴火する前の段階
  - ・ レベル5（避難）及びレベル4（避難準備）の3つの範囲での避難準備及び要援護者避難等
  - ・ レベル3（入山規制）の範囲での活動自粛等
  - ・ レベル2（火口立入規制）限定的な危険地域の立入規制等
  - ・ レベル1（活火山であることに留意）特になし
- 噴火開始後の段階
  - ・ 状況に応じて対象範囲を判断することになります。

■ 富士山の火山活動について  
今から約300年前に宝永の大噴火の後、現在まで静かな状況が続いていますが、地下深くでは地震活動が見られ今でも火山活動が続いています。

■ この図は、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会、平成16年6月）に基づいています。

■ 富士山の噴火警戒レベルは地元自治体と協議して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等は地域防災計画等で定められておりますので詳細については富士山周辺の下記自治体<sup>※</sup>にお問い合わせください。

※ 静岡県、富士市、御殿場市、裾野市、富士宮市、小山町、山梨県、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、山中湖村、忍野村、鳴沢村、身延町、神奈川県



本冊子は、植物性インクを使用しています。



気象庁  
Japan Meteorological Agency

**気象庁地震火山部火山課 火山監視・警報センター**

TEL : 03-3212-8341 (内線4536) <http://www.jma.go.jp/>

■ 甲府地方気象台 TEL: 055-222-9101  
<http://www.jma-net.go.jp/kofu/>

■ 静岡地方気象台 TEL: 054-286-3521  
<http://www.jma-net.go.jp/shizuoka/>

■ 横浜地方気象台 TEL: 045-621-1999  
<http://www.jma-net.go.jp/yokohama/>

図9 富士山の噴火警戒レベルに対応した規制範囲



平成19年12月1日運用開始

## 富士山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に推積 その他の噴火事例 貞親噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加</li> </ul>
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 宝永（1707年）噴火の事例 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</li> </ul>
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 過去事例 該当する記録なし</li> </ul>
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。</li> </ul>

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。  
注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億 $m^3$ を大規模噴火、2千万～2億 $m^3$ を中規模噴火、2百万～2千万 $m^3$ を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特性されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。  
注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。  
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>



図10 富士山の噴火警戒レベル

### (3) 退避状況集計・整理様式

別表1 退避状況集計様式

整理様式				年 月 日 : 現在	
緊急退避者数			うち負傷者数	備考	
利用者	従業員等	合計			

別表2 退避状況整理様式

No	グループ	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載例	↑	富士 一郎 (フジ イロウ)	男	40		
	↓	富士 花子 (フジ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

(4) 富士山噴火時の行動手順 (多言語版)

# 富士山噴火時の行動手順

Action manual when Mt. Fuji erupted

## Mt. Fuji eruption



### Action manual

#### 1 Protect yourself indoors



● 慌てて外に飛び出さないでください。

英 **Don't rush outside in a hurry.**

中 切勿驚慌奔逃到室外 / 切勿惊慌奔逃到室外

韓 당황해서 밖으로 뛰어 나오지 말아 주십시오.



● 身の回りのもので落下物から頭を守ってください。

英 **Protect your head from (the danger of) falling objects.**

中 請保護頭部免於被掉落物品砸傷 / 請保护头部免于被掉落物品砸伤

韓 자신의 주변 물건으로 낙하물로부터 머리를 지켜 주십시오.

#### 2 Move to the Safety evacuation area



● 従業員の指示には必ず従ってください。

英 **Act calmly and follow instructions from staff.**

中 請按照工作人員的指示行動 / 請按照工作人員的指示行動

韓 종업원의 지시에는 반드시 따라 주십시오.

☞ See the map on the back

#### 3 Actively collect information



● 必要な情報・わからないこと・不安なことは従業員に訊ねてください。

英 **Do not hesitate to contact us whenever you need information,**

**have any questions or face any problems.**

中 若有任何欲獲知的資訊、疑問或感到不安，請聯繫工作人員 / 若有任何欲獲知的信息、疑問或感到不安，請联系工作人員

韓 필요한 정보·모르는 것·불안한 것은 종업원에게 물어 주십시오.

言語表記：  
自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン～観光・宿泊施設の皆さまに向けて～（平成26年10月 国土交通省観光庁）  
訪日外国人旅行者の宿泊時における災害時初動対応マニュアル（九州地方運輸局）

図 11 富士山噴火時の行動手順 (表面)



**Japan Tourism Agency**

## Welcome to Japan. Travel safely. We are here to help.

欢迎来到日本!  
请您在旅途中注意安全。  
我们会竭尽全力帮助您。

歡迎來到日本!  
請您在旅途中注意安全。  
我們會竭盡全力幫助您。

일본에 오신 것을 환영합니다.  
안전한 여행 되세요.  
저희가 당신을 돕겠습니다.

---

**Latest Travel Information and News**  
最新の旅行情報と最新の自然災害情報/최신 여행정보 뉴스

**Just In Case ...**

**JNTO Twitter**  
@JapanSafeTravel  
(English)

Follow "Japan Safe Travel" for safety tips and latest information on natural disasters.

**JNTO Official Website**

**JNTO Official Website**  
www.japan.travel/en  
(English)

Check the "Important Notice" section.

**Get Latest News**

**NHK WORLD JAPAN**  
nhk.jp/world  
(English)

International broadcasting by Japan's public broadcaster.  
Check the latest news regarding natural disasters and other unexpected events.

**When You Are Feeling Sick**

**List of Medical Institutions**  
医疗机构/醫療機關/의료기관  
www.jnto.go.jp/emergency  
(English/中文/한국어)

Search for medical institutions by a clinical department and a language.

**JNTO Japan Visitor Hotline**  
旅客咨询热线/旅客諮詢熱線/일본 방문자 핫라인

050-3816-2787

(English/ 中文 /한국어)  
(24 hours a day)

---

**Police**  
警察 경찰  
**110**  
(24 hours a day, at no charge)

---

**Ambulances/ Fire Service**  
急救/消防 구급/소방  
**119**  
(24 hours a day, at no charge)

出典：観光庁「Safety Information Card」

图 12 富士山噴火時の行動手順（裏面）

(5) 掲示用チラシ

<各施設掲示用>

## 噴火の時は！

精進湖民宿村に火山噴火に伴う噴石等が確認された場合

### ◆避難に対する考え方

- ①噴火を覚知したら、周囲の方に大声で避難を呼びかけましょう。
- ②あらゆる事態に臨機に対処できるよう落ち着いて行動しましょう。
- ③言語や移動に不安のある方に対し、可能な範囲で協力しましょう。

### ◆突発噴火を確認したら

一次避難・二次避難の二段階避難を原則とする。

【一次避難】屋外や木造建物2階以上にいた場合、（堅牢な施設）や木造建物1階に避難。

【二次避難】一次避難後の状況により、あらゆる交通手段にて、国道139号線を横断し精進湖畔道路を経て、精進湖北岸の県営駐車場へ避難。

### ◆二次避難の交通手段（徒歩・自家用車以外）

富士急バス（株）、イビシタクシー（株）、陸上自衛隊第1特科隊の協力をいただいております。

### ◆地区全体の災害対応の総括（代表施設）

民宿「丸慶」にて統括管理 [REDACTED]

### ◆緊急時連絡先

民宿「若葉荘」  
[REDACTED]

担当： [REDACTED]